

特定税額控除規定の適用可否の判定に関する明細書

別表六の二(四)

令三・四・一以後終了連結事業年度分

連 結 事 業 年 度		：	：	法 人 名	()
継 続 給 雇 用 者 係 属 給 与 要 件	継続雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(17の①)の合計)	1			円
	継続雇用者比較給与等支給額の合計額 (各連結法人の((17の②)又は(17の③)) の合計)	2			円
	((1) > (2)) 又は ((1) = (2) = 0)	3	該当・非該当		
国 内 設 備 投 資 額 に 係 る 要 件	国内設備投資額の合計額 (各連結法人の(18)の合計)	4			円
	当期償却費総額の合計額 (各連結法人の(21)の合計)	5			円
	当期償却費総額の合計額の30%相当額 $(5) \times \frac{30}{100}$	6			円
	(4) > (6)	7	該当・非該当		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。</p> </div>					
各 連 結 法 人 の 継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 及 び 継 続 雇 用 者 比 較 給 与 等 支 給 額 の 計 算					
		継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 計 算		継 続 雇 用 者 比 較 給 与 等 支 給 額 の 計 算	
		当 期	前 連 結 事 業 年 度 等	前 一 年 連 結 事 業 年 度 等 特 定 期 間	
		①	②	③	
連結事業年度等又は事業年度等	11	：	：	：	：
継続雇用者に対する給与等の支給額	12	円	円	円	
同上の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	13				
同上のうち雇用安定助成金額	14				
差 引 (12) - (13) 又は ((12) - (13) + (14))	15				
$\frac{\text{当期の月数}}{(11の③)の月数}$	16				
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (15) 又は ((15) × (16))	17				
各 連 結 法 人					
国内設備投資額	18		剰余金の処分方法により特別償却準備金として積み立てた金額その他(19)以外の金額	20	円
損益計算書に計上された減価償却費の額	19		当期償却費総額 (19) + (20)	21	円

【No.27】 連結法人（連結親法人が中小連結法人で、適用除外事業者には該当しない場合等を除きます。）が、次に掲げる法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、3欄、7欄又は10欄のいずれかが「該当」となっていますか。

- ① 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度（別表六の二(五)、六の二(九)）
- ② 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度（別表六の二(十五)）
- ③ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度（別表六の二(二十七)）
- ④ 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除制度（別表六の二(二十九)）